

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会  
電気用品整合規格検討ワーキンググループ（第11回）  
議事録

日時：平成29年9月7日（木曜日）15：00～16：30

場所：経済産業省別館1階108会議室

**議題**

- ・整合規格案の確認について

**議事内容**

○遠藤課長補佐　　では、定刻になりましたので、ただいまから産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会製品安全小委員会の第11回電気用品整合規格検討ワーキンググループを開催させていただきます。

委員の皆様にあられましては、ご多忙のところご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

なお、今回より、7月の組織再編を受け、親委員会である製品安全小委員会が商務流通情報分科会から保安消費生活用製品安全分科会に移行したことに伴い、本ワーキングも保安消費生活用製品安全分科会のもとに移行したことをご報告申し上げます。

また、事務局に異動がありましたので、ご紹介させていただきます。

安井前製品安全課長の後任といたしまして、和田製品安全課長が異動してまいりました。

○和田製品安全課長　　皆様、初めまして。7月から製品安全課長を拝命しております和田でございます。

このワーキングも、もう都合11回ということで、非常にお忙しい中、かつ長年にわたりご指導いただき、大変ありがとうございます。

このワーキングでは、整合規格の拡充に取り組むということで、今まで全体で112のJIS規格を整備しており、今年度も44規格の採用予定案があるということでございまして、こういった国際規格に対応した規格の採用を粛々と進めてまいりたく、ぜひ皆様方のお知恵を拝借しながら進めていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○遠藤課長補佐　　それでは、以後の議事進行につきましては三木座長よりお願いしたいと思っております。三木座長、よろしく願いいたします。

○三木座長　　よろしく願いいたします。

本日は全員ご出席ということで、本ワーキングが成立することを確認いたします。

それでは、まず、配付資料の確認を事務局よりお願いいたします。

○事務局（三宅） それでは、i P a dの画面をご確認ください。

まず、議事次第。続きまして、資料1、委員名簿です。資料2「電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について」です。資料2別添1としまして、今回ご確認をいただくJ I S等の一覧表でございます。次に、資料2別添2、規格の概要についてお示しした資料です。資料3、解釈案（別表第十二）です。これらの整合規格案を別表十二に採用した場合の仕上りの案となっています。資料4—1から資料4—20ですが、整合確認書ということで、それぞれの規格について技術基準省令の条文ごとにJ I S等の該当箇所を書き出した対比表でございます。最後に、資料5、J I S以外の整合規格案の審議についてという一枚紙ですが、今回、J I Sの規格以外にC I S P R J規格、雑音規格がございますので、改めて審査基準についてご説明する資料でございます。

以上です。皆様、i P a d資料等に不具合などございませんでしょうか。

○三木座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

前回、5月に行いました第10回ワーキングでは、ルームヒーターなど家電製品等20規格のJ I S等についてご確認いただき、7月3日付で整合規格として採用されたところでした。本日は、電気アイロンなど家電製品等20規格のJ I Sと電波雑音関係の2規格について、技術基準省令に適合しているかの確認を行いたいと思います。

まず、初めに、今回審議する整合規格案の概要につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） 今回、20規格について整合規格としてご確認いただきたいと考えております。

資料2ごらんください。

「1. 概要」ですが、今までどおり、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJ I Sの最新版への見直し等を行っていきます。

「2. 改正の内容」ですが、改正する規格数ですが、「採用済のJ I Sを、より新しい版のI E C規格に準拠したJ I Sに置き換える」規格が17規格、「採用済のI E Cに整合した暫定規格を、新たに制定されたJ I Sに置き換える」規格数が1規格、「採用済のJ規格を、より新しい版のC I S P R規格に整合したJ規格に置き換える」規格数が2規格となっております。

「3. 今後のスケジュール」ですが、会議終了後、速やかに10月上旬から30日間パブリックコメントを行いまして、12月以降に改正及び施行を行う予定です。

ただし書きにつきましては、今までどおり施行から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとし、猶予期間を設けたいと考えております。

資料かわりまして、資料2の別添1をごらんください。

こちらは、本日までご審議いただきます20規格の一覧となっております。

資料かわりまして、資料2の別添2をごらんください。

規格の概要についてご説明したいと思います。

まず、1番目、J60227-5、採用しますJISは、JIS C 3662-5、定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第5部：可とうケーブルとなっております。

適用する範囲は、定格電圧300/500V以下の塩化ビニル絶縁可とうケーブルについて規定されております。

なお、この定格電圧の表記なのですけれども、左側の数値は電線と対地間の電圧をあらわしておりまして、右側の数値は同一系統における導体管間の電圧の実効値を示しております。

対象となります電気用品名ですが、単心ビニルコード、キャブタイヤコード、金糸コードとなっております。

主な改正内容は、対応国際規格でありますIEC 60227-5が第2版（1997）Amd. 1（1997）及びAmd. 2から第3版（2011）へと改正されたことに伴いまして、構造で要求される導体クラスをクラス5からクラス6へと変更、より曲げやすいケーブルを要求するという内容への変更と、長期直流耐電圧試験を追加するなどの改正を行いました。

2番目、J60227-7。

採用するJISは、JIS C 3662-7、定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブルとなります。

適用される範囲は、定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルのうち、定格電圧300/500Vの耐油性遮へい付き又は遮蔽なしの2心以上の可とう制御用ビニル絶縁ケーブルについて規定されます。

対象となります電気用品名は、キャブタイヤコード。

主な改正内容としましては、対応国際規格でありますIEC 60227-7が第1版及びAmd. 1からAmd. 2が追加発行されたことに伴いまして、遮へい付きケーブルの伝達インピーダンス

ス試験及び難燃性試験の試験方法の引用先を変更する改正が行われました。

3 番目、J60245-8。

採用する J I S は、JIS C 3663-8、定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル—第8部：可とう性コードとなります。

適用される範囲は、定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルのうち、電気アイロン等に使用する高可とう性の定格電圧300/300Vのゴム絶縁編組コードについて規定されません。

対象となります電気用品名は、その他のゴムコード。

主な改正内容としましては、対応国際規格であります I E C 60245-8が第1版及びAmd. 1からAmd. 2が追加発行されたことに伴いまして、高可とう性ゴム絶縁シースコード及び高可とう性架橋塩化ビニル絶縁・架橋塩化ビニルシースコードの箇条並びに附属書Aの全文が削除されまして、予備に置き換える改正が行われております。

ページをめくりまして、4 番目、J60335-2-3です。

採用する J I S は、JIS C 9335-2-3、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-3部：電気アイロンの個別要求事項となります。

適用範囲は、定格電圧250V以下の家庭用及びこれに類する目的のための電気ドライアイロン及び電気スチームアイロンの安全性について規定されます。

対象となります電気用品名は、電気アイロン。

主な改正内容としては、対応国際規格であります I E C 60335-2-3が第5版から第6版への改正及びAmd. 1が追加発行されたことに伴いまして、機械的強度において落下試験の追加及び手持形機器の導電接続部を保持する非金属材料に対してグローワイヤ試験を行うなどの改正を行いました。

続きまして、5 番目、J60335-2-9。

採用する J I S は、JIS C 9335-2-9、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-9部：可搬形ホブ、オーブン、トースタ及びこれに類する機器の個別要求事項となります。

適用される範囲は、定格電圧250V以下の家庭用及びこれに類する用途を意図するベーク、ロースト、グリルなどの調理機能をもつ可搬形電気機器の安全性について規定されません。

対象となります電気用品名は、電気トースター、電気天火、電気魚焼き器、電気ロース

ター、電気レンジ、電気こんろ（卓上型のみ）、電気ソーセージ焼き器、ワッフルアイロン、電気たこ焼き器、電気ホットプレート、卓上型の電磁誘導加熱式調理器、その他の調理器具となります。

主な改正内容は、対応国際規格であります I E C 60335-2-9が第5版から第6版への改正並びにAmd. 1及びAmd. 2が追加発行されたことに伴いまして、パン焼き器や綿菓子機器などを新たに適用範囲に含めて、それらに関連する要求事項の追加及びこんろのスイッチが不用意な操作ができない構造であることを要求するなどの改正が行われました。

ちなみに、規格名にありますこの「ホブ」というものですが、いわゆる、日本国内でいいますと、「こんろ」をほぼ意味しておりまして、イギリス英語をそのまま片仮名読みにしたものと思っただけであればよいかと思えます。

続いて、6番目です。J60335-2-11。

採用する J I S は、JIS C 9335-2-11、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-11部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項となります。

適用される範囲は、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下の家庭用及び同等の目的の電氣的回転ドラム式乾燥機の安全性について規定されます。

対象となります電気用品名は、電気乾燥機。

主な改正内容は、対応国際規格であります I E C 60335-2-11が第6版から第7版への改正並びにAmd. 1及びAmd. 2が追加発行されたことに伴いまして、乾燥後の衣類が自然発火するリスクを下げるための内容の追加及び、発熱体に近接しており、糸くずが蓄積するおそれのある箇所での非金属製材料に耐延焼性を要求するなどの改正が行われました。

ページ、めぐりまして、7番目、J60335-2-23。

採用する J I S は、JIS C 9335-2-23、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項となります。

適用される範囲は、定格電圧が250V以下の家庭用及びこれに類する用途を意図した、人間又は動物の皮膚又は髪の毛のケア用の電気機器の安全性について規定されます。

対象となります電気用品名は、電気髪ごて、ヘアカーラー、毛髪乾燥機となります。

主な改正内容ですが、対応国際規格であります I E C 60335-2-23が第5版から第6版への改正されたことに伴いまして、ヘアストレータを新たに適用範囲に含めて、それらに関連する要求事項の改正、ヘアドライヤの吸込口が髪で塞ぎにくい構造であることの要求及

び手持形機器の電源コードの屈曲試験で屈曲回数を4,000回から1万回にふやすなどの改正が行われました。

続いて、8番目、J60335-2-44。

採用するJISは、JIS C 9335-2-44、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-44部：電気アイロナの個別要求事項となります。

適用される範囲は、定格電圧が、単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下の家庭用及びこれに類するアイロナの安全性について規定されます。

対象となります電気用品名は、電気プレス器となります。

主な改正内容ですが、対応国際規格でありますIEC 60335-2-44が第3版からAmd. 1及びAmd. 2が追加発行されたことに伴いまして、ロータリアイロナについて加熱面が分離するように操作したときにローラの回転が10mm以内に停止することを要求するなどの改正が行われました。

なお、アイロナというものですが、余り聞き慣れない言葉なのですけれども、洗濯物をパッド面で保持しまして、洗濯物のしわを伸ばす機器となっております。さらに改正内容にありますロータリアイロナというものは、iPadの資料の真ん中にあります画像の製品となっております。こちら、円筒形のローラが回転することによって洗濯物を押し出してしわを伸ばすというものになっておりまして、上のほうがその加熱面となっております。

続きまして、9番目、J60335-2-61。

採用するJISは、JIS C 9335-2-61、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第2-61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項となります。

適用される範囲は、定格電圧が、単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下のヒータが置かれている部屋を暖房する家庭及びこれに類する目的のための蓄熱形室内ヒータの安全性について規定されております。

対象となります電気用品名は、その他の採暖用電熱器具となっております。

主な改正内容としましては、対応国際規格でありますIEC 60335-2-61が第2版からAmd. 1及びAmd. 2が追加発行されたことに伴いまして、本体に“覆ってはならない。”旨の表示方法の明確化及び空気出口グリルの周辺部の代表的な断面図を追加するなどの改正が行われました。

ページをめくりまして、10番目、J60335-2-106です。

採用する J I S は、JIS C 9335-2-106、家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-106部：電気カーペット及び取外し可能な床仕上げ材の下に設置する室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項となります。

適用されます範囲は、定格電圧が、単相機器の場合は250V以下、その他の機器の場合は480V以下の家庭用及びこれに類する次の機器の安全性について規定されております。次の機器というのは、電気カーペット及び類似機器と、これらの機器を設置する部屋を暖房し、かつ、それ自体が取外し可能な床仕上げ材の下に直接設置するように意図されているヒーティングユニットとなっております。

対象となります電気用品名は、電気カーペット。

主な改正内容は、こちら、2007年対応国際規格であります I E C 60335-2-106が新たに制定されましたため、新設した規格となります。

11番目、J60598-1。

採用する J I S は、JIS C 8105-1、照明器具—第 1 部：安全性要求事項の通則となります。

適用される範囲は、電気光源を用いる照明器具であって、電源電圧が1,000V以下で使用するものに適用されます。また、照明器具の分類、表示、機械的構造、電気的構造及び光生物学的安全性に関する要求事項及び関連する試験について規定されます。

対象となります電気用品名ですが、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具となります。

主な改正内容ですが、対応国際規格であります I E C 60598-1が第 7 版から第 8 版へ改正されたことに伴いまして、適用範囲の電気光源につきましては J I S で先行して L E D 光源が含まれましたが、I E C においても L E D 光源が含まれることになりまして、さらに青色光による網膜傷害に関する要求を追加、さらに回路間の絶縁に関する要求を追加するなどの改正が行われました。

12番目、J60598-2-1。

採用する J I S は、JIS C 8105-2-1、照明器具—第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項となります。

適用される範囲は、電気光源を用いる定着灯器具であって、電源電圧が1,000V以下で使用するものの安全性要求事項について規定されます。

対象となります電気用品名ですが、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具となります。

主な改正内容は、対応国際規格の改正等はありませんが、適用範囲の光源の種類が「白熱電球、蛍光ランプ及びその他放電ランプ」から、LED光源を含む「電気光源」に変更する改正が行われました。

ページをめくりまして、13番目、J60598-2-4。

採用しますJISは、JIS C 8105-2-4、照明器具—第2-4部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項となります。

適用される範囲は、電気光源を用いる一般照明用の移動灯器具であって、250V以下の電源電圧で使用するものの安全性要求事項について規定されます。

対象となります電気用品名ですが、電気スタンド、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具となります。

主な改正内容は、先ほどと同じで、対応国際規格の改正等はありませんが、LED光源を含む「電気光源」へ変更する改正が行われました。

14番目、J60598-2-7。

採用しますJISは、JIS C 8105-2-7、照明器具—第2-7部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項となります。

適用されます範囲は、電気光源を用いる庭園のような場所に用いる台座付移動灯器具及び花壇のような場所に用いる移動灯器具であって、電源電圧が250V以下で使用するものの安全性要求事項について規定されています。

対象となります電気用品名は、庭園灯器具となります。

主な改正内容は、先ほど同様に、対応国際規格の改正はありませんが、LED光源を含む「電気光源」に変更する改正が行われました。

続いて、15番目、J60598-2-9。

採用しますJISは、JIS C 8105-2-9、照明器具—第2-9部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項（アマチュア用）となります。

適用されます範囲は、独特のランプ指定による低封入圧ハロゲン電球を含めて、白熱電球及び／又はLED光源を用いる写真及び映画撮影用照明器具（アマチュア用）であって、電源電圧250V以下で使用するものの安全性要求事項について規定されています。

対象となります電気用品名は、その他の白熱電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具

となっております。

主な改正内容は、先ほど同様、対応国際規格の改正はありませんが、LED光源を追加する改正が行われました。

ページをめくりまして、16番目、J60598-2-17。

採用しますJISは、JIS C 8105-2-17、照明器具—第2-17部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項となります。

適用される範囲は、電気光源を用いる屋内用及び屋外用の舞台照明、テレビ、映画、及び写真スタジオ用の照明器具であって、電源電圧が1,000V以下で使用するものの要求事項について規定されています。

対象となります電気用品名は、その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具となります。

主な改正内容は、対応国際規格の改正はありませんが、LED光源を含む「電気光源」に変更する改正が行われました。

17番目、J60598-2-19。

採用しますJISは、JIS C 8105-2-19、照明器具—第2-19部：空調照明器具に関する安全性要求事項となります。

適用されます範囲は、蛍光灯及び／又はLED光源を用いて、通気ダクト又はプレナムと組み合わせて使用する空調照明器具であって、電源電圧が1,000V以下で使用するものの安全性要求事項について規定されています。

ちなみに、このプレナムというものは、天井裏にあります空調用の空間のことを指しております。

対象となります電気用品名は、その他の放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具となります。

主な改正内容は、対応国際規格の改正はありませんが、適用範囲の光源の種類が、LED光源を追加する改正が行われました。

18番目、J60974-7。

採用しますJISは、JIS C 9300-7、アーク溶接装置—第7部：トーチ。

適用されます範囲は、アーク溶接及び関連プロセスのために用いるトーチの、性能要件及び安全要件について規定されています。

対象となります電気用品名は、アーク溶接機。

主な改正内容ですが、対応国際規格であります I E C 60974-7が第2版から第3版へと改正されたことに伴いまして、ヒューム吸引トーチなどを新たに適用範囲に含め、さらに手動用プラズマ切断トーチのハンドル材料に対して燃焼性分類H B以上の要求をするなどの改正が行われました。

ページをめくりまして、19番目になりますが、こちらからは雑音の強さに関する規格となります。今まではC I S P R規格については国内事情に合わせるよう、総務省からの答申をもとに別紙という形で採用をしておりましたが、今回は国内答申をもとに、民間団体でありますC I S P R J電波雑音委員会によって作成された規格を採用するものとなります。したがって、規格の名称につきましては、原案作成者に従って名称をつけております。

19番目ですが、J55015。

採用します規格は、CISPRJ 15、電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法となります。

適用範囲ですが、この規格は、次に示します機器からの無線妨害波（放射及び伝導）に対して適用されます。その機器ですが、低圧電源に接続するか又は電池で点灯し、照明目的のために光の発生及び／又は分配を主機能とする全ての照明機器と、基本機能の一つが照明である多機能機器の照明部分などに対して適用されます。また、周波数範囲ですが、9 kHz～400GHzが対象となります。

対象となります電気用品名は、蛍光灯ランプ、エル・イー・ディー・ランプ、電気スタンド、家庭用つり下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具、エル・イー・ディー・電灯器具、広告灯、調光器となります。

主な改正内容ですが、対応国際規格でありますC I S P R15が第6版、Amd. 1、Amd. 2から第8版へと改正されたことに伴いまして、広告用のネオンサインを新たに適用範囲に含め、定義にL E D光源を追加するなどの改正が行われました。

20番目、J55032。

採用します規格は、CISPRJ 32、マルチメディア機器の電磁両立性—エミッション要求事項となります。

適用範囲ですが、D C又はA Cの定格電源電圧の実行値が600 Vを超えないマルチメディア機器に対して適用されます。周波数範囲は、先ほどと同様9 kHz～400GHzに対してとな

ります。

対象となります電気用品名は、謄写機、事務用印刷機、自動販売機、オーバーヘッド映写機、複写機、電子式卓上計算機、電子楽器、ラジオ受信機、テープレコーダー、レコードプレーヤー、テレビジョン受信機、電子応用遊戯器具となります。

主な改正内容ですが、対応国際規格でありますC I S P R 13及びC I S P R 22から置き換わりまして、2012年にC I S P R 32が新たに制定されました。さらに2015年に第2版へと改正されたことに伴いまして新設した規格となります。なお、C I S P R 13というのは、今までは音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機器に対しての適用された規格でして、C I S P R 22のほうは情報技術機器となっておりました。それらをひっくるめて、今、こちらの規格では「マルチメディア機器」というふうに総称をしております。

別添2のほうの説明は以上となりまして、次に資料3をごらんください。

本日ご審議が予定どおりいただけた場合の仕上がり案となっております。

水色の網かけ部分が今回のご審議において新たに加わる予定の規格となっております、灰色の網かけ部分が、スケジュールどおりに12月以降に改正及び施行が行われました場合、猶予期限であります平成29年9月30日を過ぎますことから削除する予定の規格となっております。

また、後ろの18、19ページをごらんください。

表2の「雑音の強さに関する基準」についてですが、J55001の本文を今までは別紙200で規定しておりましたが、この規格は、主な内容は基準の適用に関する説明でありまして、本文も非常に短いものとなっております。そのため、わざわざ規格本文を別紙として作成するのではなく、今回直接表2の後ろになお書きとして追記する形へと改めさせていただきました。

説明が長くなりましたが、以上となります。

○三木座長　　ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問などございますでしょうか。

○青柳委員　　資料2別添2の内容につきまして、2点大きくあります。

1点目は、9のJ60335-2-61なのですけれども、こちらの適用範囲のところでは480Vのヒータとなっているのですけれども、他のものは480V以下となっているのですが、これだけ決め打ちというか、いいのでしょうか。

2点目に、この適用範囲の文章についてですが、私は全くの一消費者なので、読んだと

きにすごく悩んでしまいました。というのは、要するに、この規格というのは、単相機器の場合は250V以下で、その他の機器の場合は480Vの「ヒータが置かれている部屋を暖房する家庭及びこれに類する目的のための蓄熱形室内ヒータの安全性」ということだと思うのですけれども――ですよね。ですが、句点、読点がないので、定格電圧が単相何とかかんとかの「ヒータが置かれている部屋を暖房する家庭及びこれに類する目的のための蓄熱形室内ヒータの安全性」というふうにも読めてしまうのです。そうすると、どういう規格のものを規定しているのかというのが非常に疑問で、そういう読み方はないだろうなとは思ったのですけれども、一つ、点を入れたらいいのではないかなと思ったのです。2行目の「480Vのヒータが、」で、「置かれている部屋を暖房する」にすれば、間違いなく文意が通じるのではないかと思います。

本当は、「この規格は、部屋を暖房する家庭及びこれに類する目的のための蓄熱形室内ヒータであり、定格電圧が云々のモータの安全性について規定する」とかというふうに置き換えたほうが、日本語としては非常にわかりやすいと思うのですけれども、そこまで変えてしまうと、何か訳文とか何とかの関係で難しいのであれば、せめて点を一つ入れることで読みやすくなる、誤解なくすぐに読める文になるなと思いました。

それから、あと、5番の、採用するJISのところで「可搬形ホブ」というのがありまして、実は、これも事前に事務局のほうに質問させていただいて、今日もご説明いただいてわかったのですけれども、例えば「プレナム」というのも私はわからなくて、ネット検索をしたら、「プレナム」については正しい説明が出てきたのですが、この「ホブ」に関しては「掘削工具」とかという何か全然違うものが出てきてしまって、こういう規格は、やはり誰でも検索したときに分かりやすく書かれているほうがいいのではないのかと、一消費者としては思いました。

今のご説明だと、こんろのようなものとおっしゃっていたので、例えば「こんろ」とか、そういったもう少しイメージしやすいもの、誤解を招かない形の文言が採用できないのかなと思いました。

以上です。

○三木座長　　ありがとうございました。いかがですか。

○事務局（長澤）　　最初の9番目のルームヒータですけれども、適用範囲については、ほぼJISの文言をそのまま引用しまして、その表記がわかりづらかったところは反省点なのかなとは思っています。

○三木座長　この「以下」というのはどうなのですか。

○遠藤課長補佐　原文では「480V以下」と入っておりますので、こちらのほうは手前どもの資料の打ち間違いでございます。大変失礼いたしました。

あと、まず9番目の、文意をわかりやすくするために句読点を打つべきではないかという点につきましては、これは原文との関係で、あるいは打てない、原文をそのまま適切に訳するために、点がなかったので打てなかったのかもしれませんが、ただ、これ、J I Sの規定内容については、すみません、役人的答弁になってまことに不本意ではございますが、J I SはJ I Sの管轄部署がございまして、あるいはその委員を兼ねていらっしゃる方もいらっしゃるのによくご存じだと思いますけれども、そちらのほうで文章の内容については詰めておりますので、いきなり私どもの立場から、意見ごもつとも直しますとは言えないところもございまして、その部署とも相談いたしまして、改定できるかどうか検討させていただければと思います。

あと、それから、私自身、J I Sの原案委員会に結構委員として参画しておりますので、あるいは自分の不注意でそういったわかりにくい文章になっている部分もあるかと思しますので、今後さらに一層、原案を作成するときは、利用する立場に立って、ただ単純に翻訳するのではなく、日本人が読むときにどう捉えられるのかということも含めまして意見を出していくように努めてまいりたいと思います。

○熊田委員　すみません、これ、「家庭用」の「用」の字が抜けているのではないですか。上の7番や8番ではみな、「家庭用及びこれに類する」とかみんな書いてあるのが、「暖房する家庭及びこれに類する」で、多分「用」の字の漢字が1字抜けたのではないかなと思われまます。

○遠藤課長補佐　大変失礼しました。

○熊田委員　多分、これは単なる脱字だと思うのですけれども。

○三木座長　そうすると、この5番の「ホブ」についても、勝手に変えられないということですね。

○遠藤課長補佐　確かに、「ホブ」って何かというのはわからない部分があるので、一つの手法としては、解説あるいは本文中の注記に、ホブとはこういうものですよという説明を加えるなど考えられます。いきなり「ホブ」という用語を他の単語に切りかえるというのはなかなか、I E C規格とJ I S規格の整合化という観点からはちょっと難しいのかなと思いますけれども、少なくとも普通の日本人が読んだ場合に何をいいたいのか理解でき

るように、何らかの形で補足説明、本文中に注記を入れる、あるいは解説にホブとはこういうものかというような説明を加えるという対応をする余地はあるかと思しますので、その点につきましては、今後 J I S の原案作成団体あるいは J I S 規格を司る部署と協議させていただき、こういう意見があったということを知らせるなどして、青柳委員の貴重なご意見をなるべく反映させていくように努めてまいりたいと思います。

すみません、役人的答弁で恐縮ですけれども。

○三木座長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、技術基準との整合確認書の審議に入ります。資料 2 の別添 1 の一覧表に沿って、いつものように上から順番に事務局から論点説明の後、質疑応答をいただくというように進めてまいります。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○遠藤課長補佐 では、まず、一覧表の 1 番目から 3 番目の、電線に関しての 3 規格でございます。これら 3 規格は電線の規格でございます、整合確認書の内容が同一でございますので、時間的制限もでございますので、3 つの規格をまとめて説明させていただきます。また、整合規格の内容につきましては、時間的制約もでございますので、非該当としたものについて中心に説明を進めさせていただくという形を今回もとらせていただきたいと思います。

では、3 規格の代表といたしまして、最初の JIS C 3662-5、定格電圧 450/750 V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブル—第 5 部：可とうケーブル（コード）について説明させていただきます。

まず、資料 4—1 でございますけれども、20 ページをごらんください。

こちら、要求事項、技術基準省令の第十三条ということでございますが、「人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波が、外部に発生しないこと」という要求がございます。これに対しまして、当該製品、いわゆる電線でございますので、そういった、そもそも電磁波を外部に発生するような要素は一般的にございません。したがって、この要求事項に対しましては非該当が適切というふうに判断させていただきました。

続きまして、次、21 ページに移ります。

第十五条第 1 項から 3 項、「始動、再始動及び停止による危害の防止」という要求事項でございます。これらにつきましては、電線でございますので、そういったそもそも可動部というものは一般的にございませんので、これらの第十五条の 1 項から 3 項につきまして非

該当が適切というふうに判断させていただきました。

続きまして、同じページ、第十六条でございます。「保護協調」ということで、当該電気用品を接続する配線系や、その他の電気用品の組み合わせによって安全を保つようにしなくてはならないということで、保護協調という要求事項が第十六条でございます。当該製品、電線でございます。いわゆる部品でございますので、そういった保護協調を適用できるようなものではございませんので、この第十六条につきましても非該当が適切というふうに判断させていただきました。

続きまして、22ページに移ります。

第十七条、「電磁的妨害に対する耐性」ということで、いわゆるイミュニティの要求事項でございます。これも先ほどと同様、電線でございますので、そういった電磁的妨害によって誤作動を起こすような要素は組み込まれておりませんので、この十七条について非該当が適切というふうに判断させていただきました。

続きまして、同じページ、十八条でございます。「雑音の強さ」、いわゆるエミッションでございます。これらも前条と同様、そういった電磁波を発生する要素というものが電線には一般に含まれておりませんので、この項目につきましても非該当が適切というふうに判断させていただきました。

次は24ページでございます。

第二十条、「長期使用製品安全表示制度による表示」があるかという要求事項でございますけれども、電線はこの長期使用製品安全表示制度の品目ではございませんので、この第二十条、1号から4号につきましても非該当が適切だと判断させていただきました。

その他の条項につきましては、それぞれ要求事項がございまして、J I Sの中には要求事項がございまして、技術基準省令に求めるところの規定があったということを確認させていただきました。

資料4-2から4-3にかけて、全く、整合規格確認書の内容につきましては同じ箇所が非該当というふうに判断させていただいております。

以上、簡単ではございますが、資料4-1から3までの3規格についての説明は以上でございます。

○三木座長　　ただいまの事務局からの説明及び整合確認書につきまして、ご意見ございますでしょうか。

それでは、次にまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○遠藤課長補佐　　続きますして、一覧表の4番、電気アイロンから、2枚目の10番、室内暖房用ヒーティングユニットの個別要求事項まで、7規格のJIS C 9335シリーズでありますところの7規格について、これも時間的制約がございますので、失礼ではございますけれども、まとめて説明させていただきたいと思っております。

一般事項といたしましては、同じJIS C 9335-1を参照しておりまして、結果として整合規格確認書の内容がほぼ同じとなっておりますので、まとめて説明いたします。

これら7規格の代表といたしまして、一覧表4番目のJIS C 9335-2-3、電気アイロンについて説明させていただきます。

では、資料4-4に移りまして、まず、10ページ目をごらんください。

10ページ目の第十四条、「使用方法を考慮した安全設計」ということをございまして、無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えるおそれがないように設計されていることが求められております。ただ、アイロンについては、構造上、設計上、人が監視していない状態で使われるということは、ほぼ、現在の市販されているアイロンではありませんので、一般的にアイロンについては無監視状態で使用されることはないというふうに判断されますので、この項目については現状非該当ということにして差し支えないというふうに判断いたしました。

この十四条を非該当とさせていただきますのは当該規格アイロンだけでございまして、その他の規格につきましては無監視状態で運転することを想定した安全性を求める要求事項がございますので、アイロン以外の規格については該当というふうに扱わせていただいております。

続きますして、11ページ目でございます。

第十五条の第3項「電気用品は、不意な動作の停止によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれのないこと」という要求事項でございます。一般的に、今市販されているアイロンにつきましては、そういった可動部が一般的にはございませんので、この要求事項については、電気アイロンは非該当というふうに判断させていただきました。

この項目につきましては、他の6項目の扱いについてでございますけれども、同様に非該当としているものは、資料4-5のホブ、オープン、トースタ、さらに、ちょっと飛びまして資料4-9、蓄熱形ルームヒータ、さらにもう一つ、資料4-10の暖房用ヒーティングユニット、この3規格につきましては、やはり可動部分が一般的にはないということで、非該当が適切ではないかというふうに判断させていただいております。

続きまして、資料4-4の13ページでございます。

第二十条第1号から第4号「長期使用製品安全表示制度」に関する要求事項でございます。これらの長期使用製品安全表示制度、求められているものは、扇風機、換気扇、冷房機、洗濯機、脱水機、テレビジョン、それらの品目でございます。今回かけさせていただいておりますC9335シリーズの機器はこれらの長期使用製品安全制度の対象品目には該当しておりませんので、この要求事項につきまして、これら7規格全てについて非該当と扱うのが適切というふうに判断されました。

他の項目につきましては、該当が適切と思われ、JISの規格の内容について、それらに対応する要求事項がございました。

以上をもちまして、簡単ではございますが、資料4-4から4-10の7規格につきまして、説明は終わらせていただきます。

○三木座長　ご意見ございますでしょうか。

○高橋委員　4-4の7ページ、これ、アイロンですけれども、250V以下ですよ。アイロンの構造というのは、クラスⅡで、二重絶縁機器ではなかったかと思いますが、第七条のところに、クラス0ⅠあるいはクラスⅠ機器の接地極に確実に接続しなければならないというのが、250V以下のアイロンでこれをやるのはきついような気がします。要するに、その場合接地線をもたなければいけないのです。

○遠藤課長補佐　一般的にそういったアースはアイロンにはついていないということですね。

○高橋委員　はい。クラス0Ⅰ機器というのは接地線をもっていますよね。クラスⅠ機器というのは接地極をもっている。3Pプラグですから。

○遠藤課長補佐　だから、その他の、感電に対する防護という意味では二重構造をとるしかないのではないかというご指摘ですか。

○高橋委員　はい、確認していただきたいと思います。多分この基準は、第1部の通則から引用していますので、これは不要な気がするのですが、確認してください。

○遠藤課長補佐　原案作成団体等に、確認いたします。すみません、宿題とさせていただければと思います。

○高橋委員　はい。

○三木座長　他にいかがでしょうか。

○持丸委員　その非該当になった第十四条、10ページですけれども、無監視状態の運転

ではないというのはどういうことでしょうか。例えば、電源をつけっぱなしで放置するというのは無監視状態の運転ではないのでしょうか。

○遠藤課長補佐 無監視状態の運転がないということは人がそばについていて運転することです。アイロンは、構造的に人が手にもってかけますので、無監視状態はあり得ない。したがって、この要求事項を求めることはしないということです。

○持丸委員 つまり、電源を消し忘れて置いてある状態というのは「運転」ではない。

○遠藤課長補佐 そうですね。運転ではないと解釈しております。

○持丸委員 危険ではありますけれどもね。

○青柳委員 私もそこはすごく気になりました。

○三浦委員 置きっぱなしにしておくこともあり得ますね。

○青柳委員 例えば、ちょっと席を外すということは、普通の使用の時はあります。

○三木座長 してはいけないのでしょうかけれどね。

○青柳委員 してはいけないのでしょうかけれども、ちょっと離れることはあります。

○遠藤課長補佐 確かにそうですね。

○三浦委員 確認ですが、この「無監視状態で使用されることはないため」というのは、「プレスをするときに限り」ですよ、あくまでも。でも、温めるまでにちょっと時間がかかるので置いておいたりします。そういう時に子どもは触って火傷をして、事故になってしまいます。それとは別で、使用中のことだから関係ない、そういう意味ですか。

○持丸委員 そもそもそれでいいのかどうかということですね。

○事務局（三宅） 取扱説明書に「使用者は、電源に接続している間、アイロンを放置して、その場所を離れてはならない」と表示すべきという要求事項がございます。

○三浦委員 離れてはいけませんということになっているのですね。

○事務局（三宅） 構造要求ではないですが。

○持丸委員 なるほど。取扱説明書の方でそのリスクは対処するので、構造要求には入らないということですね。

○三浦委員 確かに構造上の問題ではなく、使用する人間の使用方法の問題だからですね。理解しました。使用する側が気をつけなければいけないことなので、ここに書き込むことではないということですね。

○遠藤課長補佐 規格を変えるということではなくて、この項目を該当にして、今説明したような使用説明書の要求事項を、対応する要求事項として整備したほうがいいでしょ

うか。

○持丸委員 はい。その方が分かりやすいと思います。

○遠藤課長補佐 何か、今の適合確認書の記述がちょっとぼやけてしまう気がしまして、本当にそれでいいのかどうか。

○持丸委員 そうですね。リスクがちゃんととり切れているのかどうか、よくわからない感じがします。そこは、ステップⅢでやりますよというのは、それは一つの判断です。

○遠藤課長補佐 表示の要求まで十四条には入っていますね。

○梶屋委員 この（技術基準省令第十四条の要求事項の）元となっている I E C の規格の原文では“unattended”だったと思います。“unattended”は、日本語でいう「無監視状態」とは、意味が離れているのかなと思われまます。以前から私には気にはなっていたのですが、この「無監視状態」というのは、やはり意識して安全に使うというような、そういう意図があるのですけれども、英文上は“unattended”で、そばにいないということなのですね。この場で議論すべきことではないかとは思いますが、この「無監視状態」という表現が一般的に使われていますが、ただ、原文では“unattended”で、より緩い表現になっているということだけ、ご紹介しておきます。

○三浦委員 ここのワーキンググループでやることではないかもしれませんが。

○三木座長 アイロンについて、放置しておいて、例えばある設定温度以上になると自動的に切れるとか、そういう機能はないのですか。

○三浦委員 あります。

○三木座長 ありますよね。

○三浦委員 でも、そうではない商品がまだ残存していて、使っている消費者はいくらでもいるということもありますよね。

○三木座長 そうですよ。

○三浦委員 確かに放置しておくで電源が消えるものもありますが、アイロンの怖いところは、切れてすぐ冷たくなるかというところではなく、しばらく熱いところです。だから子どもやお年寄りが事故を起こすのです。そのまま、赤いランプがついていないから、もう電源を入れていないのだなと思っていても、熱いアイロンはいくらでもあるということです。すぐには温度が下がりませんので。

○三木座長 それで使用説明書には書いてあるわけですね。

○三浦委員 I E C の翻訳の問題はちょっと難しいです。

○遠藤課長補佐　　そうなると、ただ、無監視状態の意味するところと、原文の“unattended”の意味するところが微妙に違うというところもありますので、原則、非該当を該当に変えて、規格ではそういった注意事項はありますということを書き入れる形を原則で原案をつくらせていただきまして、さらに皆様のご意見を賜るということにしたいと思っております。

○三浦委員　　でも、ここですぐ判断できることではないということですよ。

○遠藤課長補佐　　はい。ただ、整合規格書については非該当とするのは、確かにご指摘のとおり間違っていました。そういったものを放置することを逆に認めるということになりますので、これは「非該当」を「該当」に変えさせていただきます、少なくとも規格の中ではそういった注意事項を、取扱説明書に書けということが要求されておりますので、それをもって該当で適切というふうにはこの場では判断させていただきますが、「無監視状態」と原文の“unattended”はちょっと意味合いが違うというご指摘もございましたので、その扱いをどうするかについて、この場ではよい案は出ませんので、事務局のほうでさらに踏み込んだ形で何か書けないかという一案をつくらせていただきまして、各委員にメールで原案をお示しして、ご意見を賜るという形で対応させていただきたいというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○三木座長　　よろしいでしょうか。

○遠藤課長補佐　　ありがとうございます。

○三木座長　　他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次、資料4-11のほうに行きたいと思っております。よろしく申し上げます。

○事務局（三宅）　　続きまして、資料4-11、JIS C 8105-1、照明器具-第一部：安全性要求事項通則です。

この規格は、照明器具に関する安全性の一般的な要求事項通則について定められた規定でして、今回このシリーズのもの、6規格をお諮りいたします。

規格の概要の部分でも触れましたけれども、青色光による網膜傷害に関する要求というのは、具体的にはJISの箇条の論点2、4のところにあるのですが、整合確認書では34ページのところで、技術基準省令の第十三条の「電気用品から発せられる人体に被害を及ぼすおそれのある電磁波による危害の防止」という部分に充てております。

非該当部分は、先ほども出てきましたけれども、次のページ、35ページ、第十五条、「始動、再始動及び停止による危害の防止」という部分でございますが、照明器具は、一般的に不意な始動、停止により人体や物件に損傷を与えるおそれはないため、非該当とし

ております。

もう一つ、41ページ、第二十条の「長期使用製品安全表示制度による表示」の部分で、照明器具は、この対象の5品目ではないので非該当としております。

その他の部分は、全て技術基準省令を満たす規格、該当する基準があると判断いたしました。

以上です。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。

よろしければ、次にまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局（三宅） 続きまして、資料4-12、一覧表の12番から17番までの先ほどの通則、JIS C 8105シリーズ、照明器具のシリーズ6規格については、一般要求事項として先ほど説明いたしました8105-1を参照しておりまして、結果として整合確認書の内容がほぼ同じですので、まとめて説明させていただきます。

6規格の代表としまして、12番目のJIS C 8105-2-4、照明器具第2-1部：定着灯に関する安全性の要求事項について説明させていただきます。

資料4-12をごらんください。

この規格の主な改正点は、対象についてLEDを含める電気光源としたこととございまして、整合確認書では非該当部分だけの説明となりますけれども、15ページをごらんください。

先ほどと同じですが、15ページ、「始動、再始動及び停止による危害の防止」部分で、定着灯を含む照明器具は、不意な始動や停止等によって人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないため、非該当としました。

次に、18ページの二十条ですが、「長期使用製品安全表示制度による表示」の部分ですが、定着灯を含む照明器具は5品目の対象製品ではないので非該当としております。

その他の部分は、全て技術基準省令を満たす規格となっておりますかと思えます。

13番目の一般用移動灯器具、14番目の可搬形庭園灯器具など、17番の空調照明器具までも同様の整合確認書となっております。

以上です。

○三木座長 ご質問あるいはご意見等はございますでしょうか。資料4-12から資料4-17までですね。

それでは、資料4-18の説明をお願いいたします。

○事務局（長澤） JIS C 9300-7、アーク溶接装置—第7部：トーチについて説明させていただきます。

資料4—18をごらんください。

ページですが、4ページから5ページにまたがって、第十二条「化学的危険源による危害又は損傷の防止」に関する規定ですが、トーチは一般的に人体に危害又は物件に損傷を与えるおそれのある化学物質の流出及び溶出はありませんので、非該当が妥当と判断しました。

続いて、第十三条「電気用品から発せられる電磁波による危害の防止」についてですが、トーチは一般的に人体に危害を及ぼすおそれのある電磁波を発生する要素はございませんので、非該当が妥当であると判断をいたしました。

続いて、5ページから6ページ目にまたがりまして、第十五条の第1項から第3項「始動、再始動及び停止による危害の防止」についてですが、トーチは一般的に始動や再始動、停止するための機能がございませんので、非該当が妥当であると判断させていただきました。

ページが7ページ目に飛びまして、第二十条第1号から第4号の「長期使用製品安全表示制度による表示」についてですが、こちらは規制の対象外ですので非該当と判断しました。

以上となります。

○三木座長 ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、4—19、よろしく申し上げます。

○事務局（長澤） 19番目、CISPRJ 15と、この後、20番目のCISPRJ 32につきましては雑音の強さの規格でありまして、さらに結果としましては記載内容もほぼ同じですので、こちらでまとめて説明したいと思います。

ただ、その前に、今回、民間の規格を採用することに伴いまして、その前に整合規格の採用にかかわりますフローについて改めてご説明したいと思います。

資料5をごらんください。

電波雑音関連規格につきましてはC I S P R規格をベースとしておりますが、他省庁の関係で、こちらJ I S化はされておられません。今回、電波雑音の強さに関する規格はC I S P R規格に整合しました答申をベースにして、民間のC I S P R J電波雑音委員会において作成されました規格が提案されましたことから、資料の下段中央にあります「整合規

格の審査基準」の8項目についてご審議していただきたいと思ひます。

なお、今までのJ I Sの審査につきましては、fast-trackとして3の「技術基準との整合性」以外は要件を満たしているものと判断しまして、3の「技術基準との整合性」のみをご審議いただいております。

19番目の規格のCISPRJ 15、電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容値及び測定法について説明したいと思ひます。

資料4—19、CISPRJ 15、「審査基準との整合性チェックリスト」をごらんください。

チェックリストの1番目ですが、整合規格としての審査対象となります規格は、特定の事業者、個人だけが利用できるものではなく、その利用性について公共性をもつものであることを求められておりますが、この整合規格案は、採用後は原案作成者でありますC I S P R J電波雑音委員会にて公開されるものであり、利用性については十分な公共性をもつことから、規格の公共性については満足するものと判断しました。

チェックリストの2番目、「策定プロセスの公平性・公開性」について、幾つか要件がございまして、整合規格案は、その策定プロセスにおいて、「偏りの無い策定メンバで構成」されていることを求められておりますが、整合規格案は、学会及び業界の有識者をもって組織されております原案作成委員会のもとで作成してございまして、さらに学識経験者、試験・認証機関、使用者団体、販売業者団体、製造業者団体、電気事業者又は電気業界団体及びその他電気用品に関係ある団体で構成されております電気用品調査委員会にて審議されておりますことから、基準を満足しているものと判断しました。

続いて、「議事の公開」についての要求となります。原案作成委員会のほうで議事録等はホームページで公開されてございまして、また、審議していただいております電気用品調査委員会におきましてもホームページで議事録、資料等は公開されておりますので、基準のほうは満足しているものと判断しました。

続いて、「公衆審査の実施」についてですが、整合規格案そのものは公衆審査は実施してございませんが、整合規格案の公衆審査は、そのベースとなっております総務省情報通信審議会の答申においてパブリックコメントを行ってございまして、かつ、その技術的な内容も変更はございませぬので、この基準については満足しているものと判断しました。

続いて、「策定手続きの文書化及び公開など」の「公平、公開を重視したものであること」の要求事項ですが、原案委員会と審議していただいております電気用品調査委員会におきまして策定手続は、規約としてそれぞれ公開されておりますので、基準は満足してい

るものと判断しました。

また、規格作成体制についての要求事項がございまして、A項の「作成は委員会などの構成を通じて、公正、中立であること」を求められておりますが、原案作成委員会や審議しております電気用品調査委員会の構成は、偏りのないメンバ構成でございますので、公正・中立であると判断し、基準を満足しているものと判断しました。

B項の「作成団体は、その委員会規約において、構成員の資格、任期、会議の成立条件、決議方法などが明確であること」を求められておりますが、原案作成委員会及び電気用品調査委員会の規約におきましてそれぞれ規定されておりますので、基準を満足しているものと判断しました。

C、「議事録等の記録を保管し、作成経緯がトレースできること」の要求ですが、原案作成委員会及び電気用品調査委員会において、それぞれ議事録等はホームページで公開されておきまして、さらに事務局で保管しておりますので、基準を満足しているものと判断しました。

D、「作成途中で出された意見が適切に処理されていること」の要求ですが、こちらは、個々に処理は公開された議事録等で参照することができまして、適切に処理されていることが確認できますので、基準は満足しているものと判断しました。

ページをめくりまして、チェック項目3番目、「技術基準との整合性」ですが、資料が同じ4-19の整合確認書C I S P R Jをごらんください。

こちらは、5ページ目の第十八条「雑音の強さ」について規定されておきまして、そこだけが該当となっております。それ以外の規定につきましては各製品の個別で規定されておりますので、非該当としております。

資料戻りまして、チェックリストに戻りまして4番目、「技術的事項の具体性」ですが、技術基準で要求されます整合を達成するための必要な技術的事項につきましては、具体的な手法、仕様、方法が示されていることを求められております。規格としましては、適用範囲、許容値、照明機器の動作条件、妨害波電圧の測定方、放射妨害波の測定法などについて具体的に示されておりますことから、基準は満足しているものと判断しました。

リストの5番目、「技術的事項の妥当性」。整合規格案に示されております具体的な手法、仕様、方法について、数値の根拠が明確になっているなど、その技術的妥当性が説明できること、整合規格案と国際規格に差異がある場合は、その理由が妥当であることを求められておりますが、当該規格案の技術的妥当性は原案作成委員会の作成過程におきまして確

認されておりますので、基準のほうは満足しているものと判断しました。

チェックリスト6番目、「優先される規格」。電気用品に関する日本工業規格がある場合は、それを優先することを原則として、ない場合は合理的な理由、ある場合は民間規格の採用のための評価対象とすることについての要求ですが、照明器具についての電波雑音に関する日本工業規格はございませんので、この基準については満足するものと判断しました。

7番目、「規格は日本語で作成されていること」の要求ですが、規格は日本語で作成されておりますので、基準を満足するものと判断しました。

8番目、「規格はJIS Z 8301：「規格票の様式及び作成方法」の様式に従って作成されたものを原則とする」という要求ですが、こちらの規格はJIS Z 8301：「規格票の様式及び作成方法」の様式に準じて作成されておりますので、基準を満足するものと判断しました。

続いて、20番目の規格のCISPRJ 32：マルチメディア機器の電磁両立性—エミッション要求事項について説明させていただきます。

先ほどの19番目の規格のCISPRJ15と同じ原案作成委員会が作成されまして、かつ、プロセスも同様に同じプロセスで審議されております。また、同じ方法で規格等が公開されておりますことから、CISPRJ32につきましても先ほど同様に全て満足しているものと判断しました。

説明は以上となります。

○三木座長 ありがとうございます。ご意見ございますでしょうか。よろしいですか。ご意見ありがとうございました。

今回提出のありました整合規格案のうち、まず資料2の別添2の9番、文言の修正がございます。それから、資料4—4、7ページの第七条第2号、これは宿題ということで事務局のほうで調査すると。それから、同じく資料4—4の10ページ、第十四条ですね。アイロンのところでしたけれども、ここは「非該当」を「該当」に変えると。さらに、事務局のほうで継続的に検討させていただくということになりました。そのほかのところは、整合規格案は審査基準に適合しておりまして、整合規格として妥当と判断できるので、技術基準省令の解釈通達に追加することとしたいと思います。

本日予定の議題については以上ですけれども、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、事務局のほうから何かありましたら。

○事務局（三宅） 次回のワーキングについてですが、1月ごろに開催したいと考えております。日程の詳細につきましては、また後日調整させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○三木座長 それでは、以上をもちまして第11回電気用品整合規格検討ワーキンググループを終了したいと思います。ありがとうございました。

――了――

#### 問い合わせ先

経済産業省産業保安グループ製品安全課

電話：03-3501-4707

FAX：03-3501-6201